

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年3月6日

京都市長 門川 大作

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事

(2) 工事場所

京都市伏見区横大路八反田29番地

(3) 工事概要

ごみ処理施設の設計及び施工を行う。

焼却施設：500トン/日、選別資源化施設：180トン/6時間、バイオガス化施設：60トン/日、管理事務所及び環境学習施設

既存施設の解体、外構その他関連する付帯施設整備等を含む。ただし、一部の空調、衛生、電気、昇降機、外構及び解体等に係る施工業務を除く。

(4) 工期

契約の日から平成31年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

平成25年度から30年度までについては、各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内の額を支払う（中間前払金については2割を超えない範囲内とする）。

ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

各支払年度における支払限度額は、前払金については3億円とし、中間前払金については1億5,000万円とする。

なお、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約することとなった場合には、上記の4割を2割と読み替えるとともに、中間前払金の支払対象外とする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は、平成26年度に3回以内、平成27年度から30年度に各年度6回以内の範囲で行うこととする。ただし、中間前払金を請求した後は、各年度における出来高部分に応じた当該年度末の部分払以外の部分払を請求することはできないこととする。

2 入札までの手続

- (1) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要は6において示す。

なお、詳細については、「総合評価落札方式落札者決定基準（標準型）京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、8に示すところにより、京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課のホームページから京都市南部クリーンセンター第二工場（仮称）建替え整備工事に係る入札説明書、発注仕様書、落札者決定基準、工事請負契約書（以下「設計図書等」という。）をダウンロードして入手すること。

なお、設計図書等のうち発注仕様書については、8に示すところにより、販売業者から複写（有料）を入手することができる。

- (3) 3の入札参加資格に関する事項について、5に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。

- (4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術提案書等については5(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出すること。

3 入札参加資格に関する事項

4に定める共同企業体の全ての構成員は、本件一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札参加有資格名簿に登載されている者（以下「登録事業者」という。）又は登録事業者以外の者（平成24年10月15日付け京都市告示第271号に定める資格の審査の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格を有すると認められた者）のいずれかであって、かつ、同日（(1)及び(2)にあっては提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において、次に掲げる全ての条件（以下「特定競争入札参加資格」という。）を満たす者

- (1) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づ

く競争入札参加停止措置を受けていないこと。

- (2) 京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施する「プラント設備工事」、「建築工事」及び「土木工事」の種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、契約課が実施中の落札決定に至っていない「プラント設備工事」、「建築工事」及び「土木工事」種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

- (3) 本市が本工事の実施において発注仕様書作成支援等業務委託契約の締結をした者等と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

なお、発注仕様書作成支援等業務委託契約の締結をした者等は、次のとおりである。

株式会社日本総合研究所 大阪市西区土佐堀二丁目2番4号土佐堀ダイビル
復建調査設計株式会社 広島市東区光町二丁目10番11号

- (4) 4の共同企業体に関する事項に掲げる条件を全て満たしていること。

4 共同企業体に関する事項

- (1) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）（乙型）による分担施工方式とする。

- (2) 共同企業体で次の資格要件を満たしているものとする。

ア 共同企業体の構成員は、プラント設備工事を担当する1者、建築工事を担当する3者、土木工事を担当する1者の計5者とし、自主結成とする。

イ 代表者となる構成員は、都市ごみ焼却炉を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として建設した実績のある企業であり、かつ以下のウ及びエを満たすこと。

ただし、共同企業体の構成員としての実績は、自社の監理技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る（以下同じ。）。

また、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」（以下「性能指針」という。）及び関係法令に基づき、設計施工を行うことができること。

ウ 平成9年度以降に完成し、引渡し済みの廃棄物発電施設を設けたストーカ式の連

続運転式都市ごみ焼却施設で、1炉当たりのごみ処理能力が125トン/日以上、一般競争入札参加資格確認申請日において稼働している施設を設計施工した実績を有していること。ただし、ストーカ式については、性能指針に示すストーカ式燃焼装置とする。

エ バイオガス化施設について、提案する方式のごみを処理対象の一部とした3トン/日以上バイオガス化施設を設計施工した実績を有していること。

オ 建築工事を担当する者のうち1者は、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が1,100点以上で、平成9年度以降に完成し、引渡し済みの建築工事において、地階を有する延べ床面積30,000平方メートル以上の新築工事を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として施工した実績を有していること。

カ プラント設備工事を担当する1者又はオの建築工事を担当する1者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日付け基発第401号の2厚生労働省労働基準局長通知）に基づき、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、都市ごみを対象とするストーカ式の連続運転式ごみ焼却施設の解体工事を施工した実績を有していること。

キ 構成員のうちオ以外の建築工事を担当する2者は、「建築一式」の総合評定値が950点以上であること。

ク 土木工事を担当する1者は、「土木一式」の総合評定値が900点以上であること。

ケ 全ての構成員が、建設業法に基づく担当種目に係る監理技術者（監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を専任で1名配置し得ること。

なお、当該技術者は、次の条件を全て満たしていること。

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(イ) 一般競争入札参加資格確認申請日から落札決定までの期間に、全ての工事の入札案件において、技術者として配置を予定されていない者であること。

- (ウ) 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められないこと。
- (エ) 常勤の自社社員であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- (3) 共同企業体の構成員は、本件入札に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか本件入札に参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同一視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 施工実績調書（用紙交付）

4(2)イからカまでの施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

4(2)ケの技術者を記載し、その者の監理技術者資格者証（裏表両面）の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。

なお、落札した場合には、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること、及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

オ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

カ 特定建設工事共同企業体協定書（乙）（原本6部）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付け国総振162号により改正後のもの。

なお、特定建設工事共同企業体協定書（乙）は原本6部を確認のうえ、5部を返却する。

キ 委任状

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で申請書を提出する場合のみ。

ク 設計施工確約書（用紙交付）

ケ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手を貼付すること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(ア) 交付場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話 0 7 5 - 2 2 2 - 3 3 1 3)

(1) 交付期間

公告の日から平成 2 5 年 3 月 2 2 日 (金) まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日 (以下「休日」という。) を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。) とする。

イ インターネットからのダウンロード

京都市行財政局財政部契約課のホームページに、上記ア(1) の交付期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A 4 判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 受付場所

上記(2)ア(ア) に同じ。

イ 受付期間及び受付時間

上記(2)ア(イ) に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

なお、電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カードを使用し、インターネットを利用して京都市電子入札システムに入札データを送信しようとする者は、京都市電子入札システム上で一般競争入札参加資格確認申請書を送信する日の前日 (休日を除く。) までに提出すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

ア 本件入札参加資格の確認結果は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日 (金) までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において、特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録事業者以外の者が、アに定める日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、アに定める日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告

示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

(5) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

ア 本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成25年4月11日(木)午後5時までに、その旨を記載した書面を上記(2)ア(ア)の場所まで提出すること。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成25年4月16日(火)までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 総合評価の手続

総合評価は次の手続により行う。

(1) 技術提案書等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術提案書等を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期日 平成25年6月4日(火)午後5時まで

イ 提出場所 5(2)ア(ア)に同じ。

(2) 技術提案書の評価

落札者決定基準に定めるところにより評価する。

(3) ヒアリングの実施

提出された技術提案書等の内容に関するヒアリング(以下「ヒアリング」という。)を実施する。ヒアリングは、平成25年6月21日(金)に実施することを予定しているが、日程及び内容等の詳細は、後日通知する。

7 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は5(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

(2) 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

(3) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。

(4) 契約課が実施した担当種目における一般競争入札(共同企業体による入札及び本

市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。)に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

- (5) 6(1)に示す技術提案書等について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのない技術提案書等を提出しなかったとき。

なお、技術提案書等を提出しない場合は、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札参加停止措置を行う。

- (6) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

8 設計図書等の提示

- (1) 提示期間及び販売期間

平成25年3月6日(水)から平成25年6月27日(木)まで
(ただし、販売については土曜日、日曜日、祝日を除く。)

- (2) 提示場所

京都市環境政策局適正処理施設部施設整備課ホームページ
ホームページアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-4-2-0-0_4.html

- (3) 販売場所

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503花柳ビル1F

(電話075-231-1177)

設計図書等の想定販売金額

59,450円

(A3カラー 8枚, A4カラー 16枚, A1コピー 68枚, A2コピー 9枚, A3コピー 13枚, A4コピー 212枚)

- (4) 設計図書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書による。

9 入札方法等

- (1) 本件入札は、郵送によるものを除き、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 共同企業体の代表者が、電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がい

る場合には受任者のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行い、インターネットを利用して入札データを送信する(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

イ 共同企業体の代表者が、入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下同じ。)の交付を受け、5(2)ア(7)の場所に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。)を使用して入札データを送信する(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

(2) 共同企業体の代表者が入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと(申請書交付は、実印の押印を必要とするので、注意すること。)

(3) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等に規定されている消費税及び地方消費税の税率並びに経過措置等の変更が行われず、かつ、本契約締結の日が平成25年10月1日以降となる場合は、入札金額に、入札金額の100分の8に相当する額を加算した額を契約金額とする。

(4) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。

(5) 落札決定に当たっては、落札者決定基準で示す基礎点及び加算点の得点の合計を、当該入札者の入札価格で除すことによって得た数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査の結果、適格となった場合にのみ、その者を落札者とする。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとき、著しく不相当であ

ると認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とするところがある。

なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

- (6) 本件入札において、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び総合評価点の順位に関わらず、低入札価格調査制度における調査関係資料等（京都市行財政局財政部契約課のホームページ参照）を、平成25年7月5日（金）午後5時までに、5(2)ア(ア)の場所に提出しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件については、調査辞退届の提出をもって調査関係資料等が提出されたものとみなす。

- (7) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、全ての構成員について次の特別措置を講じる。

ア 契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、契約課が実施する同一種目の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む）には参加できないものとする。

イ 当初配置予定の監理技術者に加えて、監理技術者の有資格者を担当技術者として専任で1名追加配置するものとする。

なお、当該追加配置技術者についても、4(2)ケ及び5(1)エに定める全ての条件を満たしていること。

また、当該追加配置技術者の配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

- (8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の共同企業体名及び予定価格を入札の前に公表する。

なお、低入札調査基準価格及び失格基準については、開札日に公表する。

- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

- (10) 本件入札において、入札者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件

入札を取り消す。

- (11) 本件入札及び本件と開札日を同じくする他の担当種目における一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札調査基準価格を下回る額の応札を複数の入札で行った場合は、その者の行った入札を全て無効とする。

10 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成25年6月28日（金）、7月1日（月）及び2日（火）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

なお、入札書を郵送する場合には、書留郵便とし、平成25年7月2日（火）の午後5時までに5(2)ア(ア)の場所に必着させること。

- (2) 入札を行う者は、次のア及びイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。ただし、入札書を郵送する場合は、入札書と同様に提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、共同企業体名、代表者の商号又は名称、代表者役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル（Office2007で扱えること）又はPDFファイル（Adobe Reader 8.0で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、共同企業体名、代表者の商号又は名称、代表者役職及び氏名を記載し、登録印を押印するとともに、封入、封かんのうえ、入札期間の終了までに5(2)ア(ア)の場所に持参し、提出すること。

- (3) 上記(2)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 開札日時

平成25年7月3日（水）午前10時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札を決定した日に、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者又は郵送により入札を行った者である場合
電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者及び郵送者である場合

落札者を決定した日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を5(2)ア(7)の場所まで持参し、提出すること。

(7) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日午後1時から5(2)ア(7)の場所で閲覧に供し、併せて京都市行財政局財政部契約課のホームページにおいて公表する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

納付を要する。ただし、規則第7条の2第1項第1号から第6号までに掲げる国債その他有価証券の提供又は金融機関の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

入札保証金、国債その他有価証券、入札保証保険及び入札保証の付保割合は、入札価格(税込)の100分の5以上、金融機関若しくは保証事業会社と契約保証契約の予約を締結する場合は、同100分の30以上とする。

入札参加資格確認結果通知日から入札期限までに、持参又は郵送(配達証明付郵便)により提出するものとする。

(2) 契約保証金

納付を要する。保証金額は請負代金額の100分の30以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 入札の無効

規則第6条の2各号に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

13 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し議会の議決を経た後、本契約を締結する。仮契約を締結してから議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。この場合において、仮契約の相手方は、本市に対し、仮契約代金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。

14 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本件入札に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 本公告に関する問合せ先 5(2)ア(7)に同じ。
- (6) 積算に関する質問は禁止する。
- (7) 登録事業者以外の者が、入札端末機利用者カードの発行の申請を行おうとするときは、発行の申請を行おうとする日の前日までに公告に定める資格を有すると認められていなければならない。
- (8) 一般競争入札参加資格の確認の結果通知の日の前日までに、告示に定める資格の審査の申請を行っていた登録事業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

(9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）が、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

ウ 契約者が、非落札者に本件工事に係る設計業務を委託すること。

エ 非落札者が、契約者から本件工事に係る設計業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(10) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、仮契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

15 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Reconstruction Project for the complex Facility of Nanbu-daini Incineration, Crushing & Sorting, and Methane fermentation Plant.

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

5:00 p.m. 22 March, 2013

(3) Time-limit for the submission of tenders :

5:00 p.m 2 July, 2013

(4) Contact point for the notice: Contracts Section, Finance Division,

Administrative and Budgetary Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(5) Inquiries will only be accepted in Japanese.

（行財政局財政部契約課）